# 加入者月別掛金額登録・変更届

- ●選択項目の▽にはレ点をご記入ください。
- ●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールベンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。●身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。●この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。

1.申出	者	▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要で	す。						
	フリガナ		基礎年金番号		-				
氏 名			生年月日	<ul><li>☑ 昭和<sub>5</sub></li><li>☑ 平成<sub>7</sub></li></ul>	年	月		日	
被保	険者の種別	<ul><li>☑ 第1号被保険者</li><li>☑ 第2号被保険者のうち、企業型確定拠出年金、確定給付(00:他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)の</li><li>☑ 第3号被保険者</li></ul>	型の企業年金等( 方)	※1)のいずれ	にも加入し	していなし	方		

(※1)確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度

- ●企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)に加入している方は、この届書を提出することはできません。
  ●毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
  ●掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
  ●掛金納付は資格喪失月までとなります。資格喪失月翌月以降の掛金の納付はできません。
  例えば、10月に資格を喪失した方が、年1回9月分で納付(10/26引落)する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分で納付(12/26引落)する場合は、拠出ができません。
  ●拠出限度額と掛金額との差額分は、拠出単位期間内に限り繰り越すことが可能です。
  ※ただし、拠出単位期間内に企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)に加入していた期間がある方は、加入期間中の拠出限度額との差額を繰り越すことはできません。

●既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。 ※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

#### 「掛金額」欄について

- ●掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。●申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2 羽年以降の母を額の指字

2.当年の掛金	額の指定	
当年【令和	年】	
引落日	納付済	掛金額
<b>1月26日引落</b> (前年12月分)	円	円
<b>2月26日引落</b> (1月分)	円	円
3月26日引落 (2月分)	円	円
<b>4月26日引落</b> (3月分)	円	円
5月26日引落 (4月分)	円	円
<b>6月26日引落</b> (5月分)	円	円
<b>7月26日引落</b> (6月分)	円	円
8月26日引落 (7月分)	円	円
9月26日引落 (8月分)	円	円
10月26日引落 (9月分)	円	円
11月26日引落 (10月分)	円	Ħ
12月26日引落 (11月分)	円	P
合 計		Ħ

3.翌年以降の	掛金額の指定
翌年【令和	年】以降
引落日	掛金額
<b>1月26日引落</b> (前年12月分)	В
<b>2月26日引落</b> (1月分)	円
3月26日引落 (2月分)	円
<b>4月26日引落</b> (3月分)	円
5月26日引落 (4月分)	н
6月26日引落 (5月分)	円
<b>7月26日引落</b> (6月分)	P
8月26日引落 (7月分)	円
9月26日引落 (8月分)	円
10月26日引落 (9月分)	円
11月26日引落 (10月分)	PI
<b>12月26日引落</b> (11月分)	Ħ
合 計	н

受付金融機関に申出をした月の翌々月からの反映となります。 (26日が土日・祝日の場合は翌営業日に引落されます)

	引落日
6月受付 -	→ 8月26日

_	受付金融機関および事務処埋センター使用欄	-

受付金融機関	9	8	5	5	0	0	2		三井住友海	f 上 火 災 保 険 株 式 会 社	
										受付金融機関 事務処理センター	
										令和9 年 月 日	

# 『納付月と金額を指定して納付(年単位拠出)』の概要 および手続書類「加入者月別掛金額登録・変更届」の記入要領

新規加入時用

ご希望のお客さまのみ ご利用ください。

掛金は、『毎月定額で納付する』以外に、任意に決めた特定の月にまとめて納付することや特定の月だけ 増額して納付することができます。このように『納付月と金額を指定して納付』することを確定拠出年金 制度では、【**年単位拠出**】といいます。

### 第2号被保険者の方はご注意ください

企業年金制度に加入している第2号被保険者(会社員・公務員等)の方は、『納付月と金額を指定して納付』を選択することはできません(このお手続きはご利用いただけません)。

# 1 年単位拠出のしくみ

「年単位拠出」では、拠出単位期間(1年間)の中で、1回分の掛金の拠出期間を任意に区分できます。これを拠出区分期間といい、拠出区分期間ごとに、いくら(金額)納付するかを決定します。

### 拠出単位期間 (引落月で1月から12月 (掛金で12月分から翌年11月分) までの1年間)

		拠出区分	期間 1		<b>人</b> 拠b	比区分期間	2		拠出	<b>占区分期</b> 間	引3	
引落月	1月 (前年12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
掛金納付例	0円	0円	0円	92,000円	0円	0円	69,000円	0円	0円	0円	0円	115,000円

上記例では、拠出区分期間 1(4 か月)で 92,000 円、拠出区分期間 2(3 か月)で 69,000 円、拠出区分期間 3(5 か月)で 115,000 円をそれぞれ納付しています。拠出区分期間ごとに掛金額の上限および下限が設定され、その範囲内で掛金額を決定する必要があります。

# 2 掛金の掛金限度額(拠出限度額)の考え方

掛金の納付を年単位で考えるため、掛金をいつ(納付月)、いくら(金額)納付するかによって月ごとの積立 限度額が変わります。

拠出区分期間: 3か月ごとに設定(引落月で3月、6月、9月、12月に積み立てる)

例 掛 金 額 : 50,000円/1回あたり

積 立 限 度 額 : 23,000 円/月(最低拠出額 5,000 円/月)

引落月		1月	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	<b>}</b> }	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
①積立限度額	上限	23,000円	46,000円	69,000円	42,000円	((	80,000円	103,000円	126,000円
	下限	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円	<b>7</b> /	5,000円	10,000円	15,000円
②掛金額	Į	0円	0円	50,000円	0円	2)	巴	0円	50,000円
③繰越額		23,000円	46,000円	19,000円	42,000円	$\mathcal{D}$	80,000円	103,000円	76)200円

翌年に繰り越しできません。

### ▶3月の積立限度額・掛金額・繰越額について確認しましょう。

①積立限度額	上限:当該月までの積立金限度額(上限)額の合計から、既に納付した掛金額を引いた金額 下限:拠出区分期間の月数×5,000 円
例の場合	3月の積立限度額(上限): (積立限度額 23,000 円/月×3か月) - (掛金額 0 円) = 69,000 円 3月の積立限度額(下限): (最低拠出額 5,000 円/月×3か月) = 15,000 円
②掛 金 額	積立限度額(上限)~積立限度額(下限)の範囲内で 1,000 円単位の金額を設定します。
例の場合	3月の掛金額 50,000 円は、15,000 円~69,000 円の範囲内のため納付可能です。
③繰越額	積立限度額(上限)と掛金額との差額は次月に繰り越します。ただし、翌年には繰り越しできません。
例の場合	3月の積立限度額 69,000 円から、実際に納付した掛金額 50,000 円の差額 19,000 円を4月に繰り越します。 ※ 12月の差額(例の場合は 76,000 円)は翌年に繰り越しできません。

### 納付月と掛金額の決定

『納付月と金額を指定して納付』には、次のような設定(例)が可能です。

※掛金額の指定は、加入月の翌々月からとなるため、加入月の翌月は必ず「0円」とする必要があります。

# 例1

特定の月(6月と12月引き落とし)だけにまとめて納付する。

■加 入 月:4月

■納 付 月:6月・12月

(引落月)

■積立限度額:23,000円/月

■掛 金 額:納付月の積立限度額

と同額

<b>«</b>	引落月る	こと積立	退度額・	掛金額	<b>&gt;&gt;</b>
----------	------	------	------	-----	-----------------

引落月		4月		5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
積立限度額	14 上限			23,000円	46,000円	23,000円	46,000円	69,000円	92,000円	115,000円	138,000円
傾立限浸积	下限	깾		5,000円	10,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
掛金額		月		0円	46,000円	0円	0円	0円	0円	0円	138,000円
繰越額	繰越額			23,000円	0円	23,000円	46,000円	69,000円	92,000円	115,000円	0円

### 例 2

毎月の納付は最低額で行い、特定の引き落とし月(6月と12月)に増額する。

■加 入 月:4月

■納 付 月:毎月(6月·12月は増額) . (引落月)

■積立限度額:23,000円/月

■掛 金 額:5,000円/月 (6月・12月は積立限度額と同額)

### « 引落月ごと積立限度額・掛金額 »

引落月		4月	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
積立限度額	上限		23,000円	46,000円	23,000円	41,000円	59,000円	77,000円	95,000円	113,000円
惧业收支缺	下限	咖	5,000円	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
掛金額		自	0円	46,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	113,000円
繰越額			23,000円	0円	18,000円	36,000円	54,000円	72,000円	90,000円	0円

### 4

### 「納付月と金額を指定して納付」する場合の留意事項

- ●事前に、掛金の納付月と金額を指定して、国民年金基金連合会に届け出ておく必要があります。 事前に届け出た納付月以外に納付することや届け出た金額と異なる金額を納付することはできません。
- ●11 月に加入を申し出る場合は、『納付月と金額を指定して納付』を選択することはできません。 なお、『毎月定額納付』で加入し、お手元に「個人型年金加入確認通知書」が届いてから、改めて、 掛金額区分の変更手続きを行うことで、選択が可能です。
- 掛金の前納・追納はできません。 例えば、1月に1年分まとめて納付することや納付(引き落とし)できなかった月の掛金を後からまとめて納付 することはできません。
- ●掛金額の変更は、1 月引落(前年 12 月分掛金)から 12 月引落(11 月分掛金)までの 1 年間に 1 回だけ 行うことができます。

被保険者種別の変更等による限度額変更に伴って掛金額や拠出区分を変更される場合は、変更回数に含みません。

●拠出区分期間の途中で資格喪失した場合は、当該拠出区分期間以降の掛金が積み立てできなくなります。



掛金額 138,000 円を6月と12月の年2回 積み立てる場合、10月に資格喪失すると、12 月に納付(引き落とし)予定の138,000円 全額の積み立てができなくなります。

※次ページ下部に掲載の「ご記入にあたってのご留意事項」もあわせてご確認ください。

### 手続方法(必要書類と記入要領)

「加入者月別掛金額登録・変更届」を「個人型年金加入申出書」とあわせて提出してください。

### 加入者月別掛金額登録・変更届(K-030)

納付月と掛金額を記入します。

▶記入にあたっては、次ページ以降の 記入要領をご参照ください。

※『毎月定額納付』を選択した場合、「加入者月別掛金額登録・変更届」 の提出は不要です。

### 個人型年金加入申出書

「5.掛金額区分」欄で『□ 納付月と金額を指定して納付します。』 にチェック ( ☑ ) を入れてください。



※手続の詳細については、被保険者種別ごとの「個人型年金加入申出書」 の記入要領をご参照ください。

# 「加入者月別掛金額登録・変更届」の記入要領

不明な点は、ゆうちょ銀行確定拠出年金コールセンターまでお問い合わせください。

# 例 1

### 特定の月(6月と12月引き落とし)だけにまとめて納付する。

« 引落月ごと積立限度額・掛金額 »

■加 入 月:4月

■納 付 月:6月・12月

(引落月)

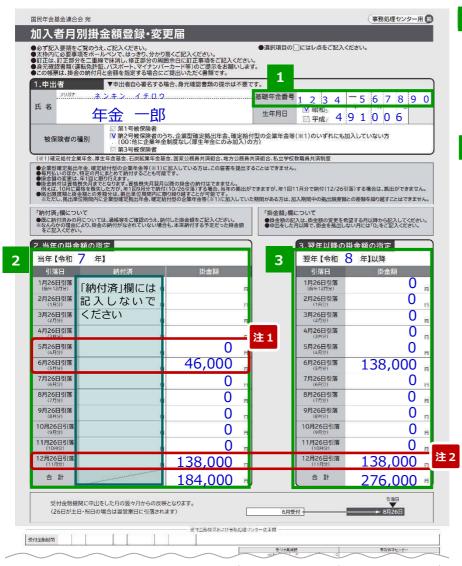
■積立限度額:23,000円/月

■掛 金 額:納付月の積立限度額

と同額

引落月		4月		5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
1本一四年本	上限			23,000円	46,000円	23,000円	46,000円	69,000円	92,000円	115,000円	138,000円
積立限度額	下限		咖	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
掛金額			角	0円	46,000円	0円	0円	0円	0円	0円	138,000円
繰越額				23,000円	0円	23,000円	46,000円	69,000円	92,000円	115,000円	0円

«以下は記入例です。実際のご記入にあたっては、黒のボールペンを使用してください。»



### ご記入にあたってのご留意事項

●資格喪失年齢到達月以降の月は、納付月として指定できません。

	例1	例 2
引落日	掛金額	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	23,000円	23,000円
2月26日引落 (1月分)	23,000円	23,000円
3月26日引落 (2月分)	円	23,000円
4月26日引落 (3月分)	円	P.
5月26日引落 (4月分)	円	F.
		~~~

[当年]中もしくは[翌年]中に資格喪失年齢※に到達 する場合は、資格喪失年齢到達月(資格喪失年齢の 誕生日の前日が属する月) 以降の月の「掛金額」欄 には掛金額を記入しないでください。

- ※資格喪失年齢は、被保険者の種別によって異なります。 第1号被保険者・第3号被保険者の方は60歳 第2号被保険者の方は65歳
- 例1 第1号被保険者で60歳の誕生日が3月1日の場合 誕生日の前日が属する月《2月分》以降は掛金額の指定が できないため、掛金額欄は空欄としてください。
- 例2 第1号被保険者で60歳の誕生日が3月15日の場合 -----誕生日の前日が属する月《3月分》以降は掛金額の指定が できないため、掛金額欄は空欄としてください。

#### 1 基礎年金番号

- 年金手帳または基礎年金番号通知書を参照のう 10 桁の基礎年金番号をご記入ください。
- 不明な場合は日本年金機構にお問い合わせく
- たとい。 会社員の方などは、お勤め先の総務関係の部署 でもご確認いただける場合があります。 00から始まる番号(確定拠出年金の加入者番 号)ではありませんのでご注意ください。

#### 2 当年の掛金額の指定

「当年【令和 年】」欄

- ・必ずご記入ください。
- ・当年とは、加入月の属する拠出単位期間 (引落月で1~12月)を指します。

#### 掛金額欄

・加入月以降で、掛金を納付する月に掛金 額を、掛金を納付しない月には「0」円 をご記入ください。

掛金額は「加入月の2か月後の引落日」 注 1 から指定することができます。加入月の翌月の欄には、必ず「0」円と記入して ください。

※この例では、加入月の翌月にあたる5月引落 の欄に「0円」、加入月の翌々月にあたる6月 引落の欄に5月分を含む「46,000円」と記入 します。

「12月26日引落(11月分)」の掛金額 欄には、5,000 円×拠出区分期間月数 以上の掛金額を指定してください。 「0」円は指定不可。

※この例では、5,000 円×6 か月分(7 月引落 ~12月引落)=30,000円以上、積立限度額 以内の金額を記入します。

納付済 欄

・記入不要です。

#### 3 翌年以降の掛金額の指定

「翌年【令和 年】以降」欄

必ずご記入ください。

#### 掛金額|欄

- ・納付する月の掛金額欄に金額を記入して ください。
- ・当年の掛金額の指定と同じ内容で指定 する場合も記入する必要があります。
- ・掛金を納付しない月には「0」円を記入 してください。
- ・この書類だけではお手続できません。必ず、「個人 型年金加入申出書」とあわせてご提出ください。

# 「加入者月別掛金額登録・変更届」の記入要領

\*ご不明な点は、ゆうちょ銀行確定拠出年金コールセンターまでお問い合わせください。

例2 毎月の納付は最低額で行い、特定の引き落とし月(6月と12月)に増額する。

■加 入 月:4月

■納 付 月:毎月(6月·12月は増額) (引落月)

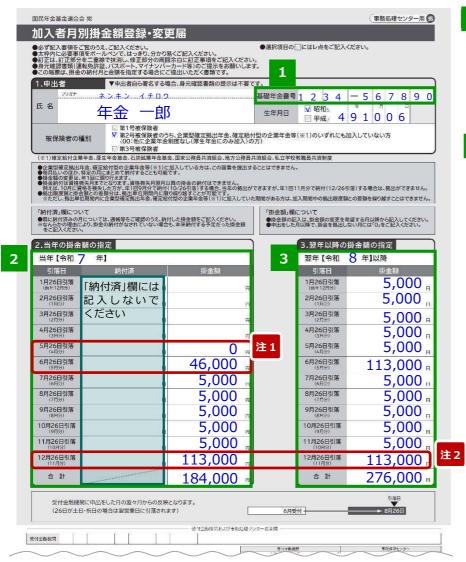
■積立限度額:23,000円/月

■掛 金 額:5,000円/月 (6月・12月は積立限度額と同額)

#### « 引落月ごと積立限度額・掛金額 »

引落月		4月	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
積立限度額	上限		23,000円	46,000円	23,000円	41,000円	59,000円	77,000円	95,000円	113,000円
惧丛胶浸积	下限	깾	5,000円	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
掛金額			0円	46,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	113,000円
繰越額			23,000円	0円	18,000円	36,000円	54,000円	72,000円	90,000円	0円

«以下は記入例です。実際のご記入にあたっては、黒のボールペンを使用してください。»



## ご記入にあたってのご留意事項

●資格喪失年齢到達月以降の月は、納付月として指定できません。

	例 1	例 2
引落日	掛金額	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	23,000円	23,000円
2月26日引落 (1月分)	23,000円	23,000円
3月26日引落 (2月分)	円	23,000円
4月26日引落 (3月分)	円	P.
5月26日引落 (4月分)	円	F.
~~~~		~~~

[当年]中もしくは[翌年]中に資格喪失年齢\*に到達する場合は、資格喪失年齢到達月(資格喪失年齢の誕生日の前日が属する月)以降の月の「掛金額」欄には掛金額を記入しないでください。

- ※資格喪失年齢は、被保険者の種別によって異なります。 第1号被保険者・第3号被保険者の方は60歳
- 第2号被保険者の方は65歳
- 例1 第1号被保険者で60歳の誕生日が3月1日の場合 誕生日の前日が属する月《2月分》以降は掛金額の指定が できないため、掛金額欄は空欄としてください。
- 例2 第1号被保険者で60歳の誕生日が3月15日の場合 誕生日の前日が属する月《3月分》以降は掛金額の指定が できないため、**掛金額欄は空欄**としてください。

#### 

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照のうえ、10桁の基礎年金番号でご記入ください。
- ス、10桁の基礎年金番号をご記入ください。 ・ご不明な場合は日本年金機構にお問い合わせく ださい。
- ・会社員の方などは、お勤め先の総務関係の部署 でもご確認いただける場合があります。
- ・00 から始まる番号(確定拠出年金の加入者番号)ではありませんのでご注意ください。

## 2 当年の掛金額の指定

#### 「当年【令和 年】」欄

- ・必ずご記入ください。
- ・当年とは、加入月の属する拠出単位期間 (引落月で1~12月)を指します。

#### 掛金額欄

・加入月以降で、掛金を納付する月に掛金額を、掛金を納付しない月には「0」円をご記入ください。

注1 掛金額は「加入月の2か月後の引落日」 から指定することができます。加入月の 翌月の欄には、必ず「0」円と記入して ください。

※この例では、加入月の翌月にあたる5月引落の欄に「0円」、加入月の翌々月にあたる6月引落の欄に5月分を含む「46,000円」と記入します。

注2 「12月26日引落(11月分)」の掛金額 欄には、必ず5,000円以上の掛金額を 指定してください。 「01円は指定不可。

#### 納付済欄

3

・記入不要です。

### 翌年以降の掛金額の指定

#### 「翌年【令和 年】以降」欄

・必ずご記入ください。

### 掛金額欄

- ・納付する月の掛金額欄に金額をご記入して ください。
- ・当年の掛金額の指定と同じ内容で指定する 場合も必ずご記入ください。
- ・掛金を納付しない月には「0」円を記入 してください。
- ・この書類だけではお手続できません。必ず、「個人型年金加入申出書」とあわせてご提出ください。